

## 第2号様式（第3関係）

### 令和元年度第1回豊山町文化財保護審議会 議事録

#### 1 開催日時

令和2年3月3日（火） 午後2時から午後4時まで

#### 2 開催場所

豊山町役場3階 会議室4

#### 3 出席者

##### (1) 豊山町文化財保護審議会委員 5名

岐阜大学名誉教授	林 進	
中部大学教授	水野 智之	
学識経験者	小出 明	(会長)
学識経験者	加藤 武	
文化財研究会	岡島 ひかる	(職務代理)

##### (2) 事務局 5名

教育長	北川 昌宏
教育委員会事務局長	安藤 憲司
生涯学習課生涯学習係長	栗山 直樹
生涯学習課生涯学習係主事	上田 卓
生涯学習課生涯学習係主事	高木 杏菜

#### 4 議題

- (1) 令和元年度文化財保護行政について
- (2) 令和2年度の取り組みについて

#### 5 現地見学

- (1) 県指定文化財「木造地藏菩薩立像」（延命寺）
- (2) 町指定文化財「楠」（千松寺）

#### 6 会議資料

令和元年度第1回豊山町文化財保護審議会（全12ページ）

#### 7 議事内容

(事務局長) 本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。  
ございます。

ただ今より「令和元年度第1回豊山町文化財保護審議会」を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めます安藤です。よろしくお願いたします。

(事務局長) それでは次第に沿いまして進めさせていただきます。

## 第2号様式（第3関係）

初めに、北川教育長よりご挨拶をいただきますのでよろしくお願いいたします。

（教育長）

おはようございます。令和元年度第1回豊山町文化財保護審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本町の文化財保護について、町制50周年を迎える令和4年に向けていくつかの新しい試みを行います。町内には10件の指定文化財の他、多くの郷土資料や文化財がございます。今日まで伝えられてきました貴重な財産を適切な形で後世に伝えていくことは使命だと考えます。新年度には郷土資料室再生計画事業として、資料の保存・活用を組織的、体系的に行っていきます。町史編さんにおいても令和3年度末の発刊に向けて取り組み、次の世代に本町の歴史や文化を伝え、町の発展に繋げていこうと考えています。

この審議会では、町民のかけがえのない文化財を保護し、普及を図ることを目的とし、文化財の指定や解除、保存活用についてご審議いただきます。意義のあるものとなるようご期待しております。よろしくお願います。

（事務局長）

次に、次第2の「委嘱状の交付」に移ります。

机の上に委嘱状を置かせていただきましたので、ご確認いただくことで委嘱に代えさせていただきますのでよろしくお願います。

また、本来であれば4月にお渡しするものでございますが、最初の審議会でお渡しいただくことをご了承いただきますようお願いいたします。

なお、任期につきましては、平成31年4月1日から令和3年3月31日までとなっておりますのでよろしくお願います。

では、最初の審議会となりますので、簡単に自己紹介をお願いたします。

自己紹介

（事務局長）

つづきまして、次第3の「会長の選出」を行います。豊山町文化財保護条例第38条第1項により、委員の互選となっております。どなたかご推薦があれば、お願いたします。いかがでしょうか。

（委員）

小出委員が適任だと思います。

## 第2号様式（第3関係）

- (事務局長)           ただ今、小出委員が推薦されましたが、いかがでしょうか。よろしければ拍手でご承認ください。
- 全員拍手
- (事務局長)           ありがとうございます。会長には小出委員ということでご承認いただきました。
- (会長)                 2年間皆様方のお支えをいただきながら務めてまいりますのでよろしくお願いいたします。
- (事務局長)           次に、会長の職務代理を会長からご指名いただくことになっています。会長、ご指名をよろしくお願い致します。
- (会長)                 岡島委員によりよろしくお願いいたします。
- (事務局長)           ありがとうございます。職務代理に岡島委員ということで、ご指名いただきました。
- それでは議題に入らせていただきます。
- 本日の会議は委員5名中5名の出席をいただいております、過半数に達しておりますので、豊山町文化財保護条例第39条第2項の規定により会議は成立しております。
- 議題につきましては、同条例第38条第2項の規定により、会長の取り回しでお願いします。
- 会長よろしくをお願いします。
- (会長)                 議題に入ります前に、議事録署名委員の指名ですが、加藤委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。
- それでは、「議題（1）令和元年度文化財保護行政について」、事務局より説明を願います。
- (事務局)               《資料1 ページの説明》
- (会長)                 この議題に関して、ご意見、ご質問はありませんか。
- (委員)                 文化財研究会が作成した小冊子はどのような形で配布しますか。
- (委員)                 各神社・仏閣に25冊配布しました。現在は100冊くらい持っていますので、必要に応じて出していきたく思います。
- また、参考までにこの冊子の31ページにマップがありますが、以前作成した文化財マップから最新のものに数カ所変更しております。
- (会長)                 他に意見はありませんか。
- よろしければ議題（1）につきまして、承認いただける方

## 第2号様式（第3関係）

は拍手をお願いいたします。

全員拍手

(会長) ありがとうございます。全員の拍手により議題（1）は承認されました。

つづきまして、「議題（2）令和2年度の取り組みについて」、事務局より説明を願います。

(事務局) ≪資料3ページの説明≫

(会長) この議題に関して、ご意見、ご質問はありませんか。

(委員) 郷土資料室の再生計画ですが、具体的な計画はありますか。

(事務局) 来年度につきましては短期計画を進めます。照明を明るくしたり、のれん看板を設置したりなどしてイメージを変えていきます。企画展は現在資料の整理・把握を進めています。限られた予算の中でできる工夫をしていきたいと考えます。中・長期計画については、今の資料室のリニューアルに向けて来年度1年間調査・研究を行います。

(教育長) 郷土資料室をより活用しやすくしたいので、できることからと考えています。何回でも来られるような郷土資料室にしたいと思いますので、アイデアなどありましたらぜひよろしくをお願いいたします。

(会長) 企画展は令和2年度から年3回にするということですか。

(事務局) 今までは年2回ですが、生涯学習課主導で年3回開催します。

(会長) 文化財研究会が今年度末までとのことですが、今後の新しい形や展望はありますか。

(教育長) 生涯学習課の中に文化財研究会の組織を変えた形で残したいとは考えます。

(会長) 企画展について町民の皆様にはどのように周知していく予定ですか。

(事務局) 広報やホームページの他、ポスターを作成し、周知していきます。

(会長) 歴史講座について、具体的な内容は決まっていますか。

(事務局) まだ具体的な内容は決まっていません。後期の生涯学習講座の一環として開催しますので、後期の生涯学習情報誌「生きがいタウン」に掲載予定です。

## 第2号様式（第3関係）

- (委員) 郷土資料室に第1回国勢調査時の要項や調査票があります。今年に国勢調査がありますので、役場で展示すると、国勢調査の意識付けにもなっているのではないかと思います。
- また、東郷平八郎と関係がある戦前の青年学校の立派な校旗もあります。
- (教育長) 貴重な資料がたくさん眠っているので、そのようなご意見をいただきながら、タイミングよく、時期に応じた企画展を開催したいと思います。
- (委員) 形を変えても文化財研究会の活動を残す活動や新たな取り組みなど非常に良いことですが、役所の方々の業務も増えることとなります。学芸員や専門とする担当職員が増えるといいのかなと思います。
- (会長) 他に意見はありませんか。
- よろしければ議題（2）につきまして、承認いただける方は拍手をお願いいたします。
- 全員拍手
- ありがとうございます。全員の拍手により議題（2）は承認されました。
- つづきまして、「現地見学」に移ります。
- 現地見学の前に事務局より説明を願います。
- 《資料4～5ページの説明》
- (会長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。
- (委員) 処置を施した際の診断書などは残っていますか。
- (事務局) 詳細について記載された診断書はここにありませんので、所有者にも確認します。
- (委員) 楠の成長の仕方は特有なことがあり、特に近年の気候変動によって樹形が崩れる傾向があります。衰弱する以前からどのような経過を辿ったのかを明らかにしておく必要はありますね。また処置として肥料をやったのがよかったかどうか、必要以上にやると良くないこともあります。
- (委員) 樹木医さんの目が入っていることは確かです。
- (委員) 岐阜県や愛知県の天然記念物の場合は肥料などの処置を駆使した上で、最終的に解除しないとして臨んできております。指定当時の姿形が変わっても、命を受け継ぐという意味

## 第2号様式（第3関係）

で最後まで面倒を見るということです。最終的に全て枯れたという段階で指定を解除しますが。

（教育長） 当時の指定した理由とは変わってしまいましたが、指定し直すということでしょうか。

（委員） いいえ、継続です。天然記念物は天変地異の場合もありますが、所有者が指定解除の申請しない限り指定解除はしません。天然記念物の形が変わるのは当たり前のことですので、指定する際の理由はありますが、文化庁の考え方では指定してからは形が変わっても育てていくものだと、だから文化財なのだという考え方です。実際に元々の本体がなくなり、形が変わっても育てている指定文化財もあります。

（会長） 貴重なご意見ありがとうございました。それでは、議題につきまして、これをもって終了いたします。

皆様のご協力により、議案のご承認を賜り、ありがとうございました。

（事務局長） 委員の皆様におかれましては長時間のご審議ありがとうございました。

これから現地見学に参りますが、その前に諸手続きがありますので、自席にてもうしばらくお待ちください。

現地見学

（事務局長） これをもちまして令和元年度第1回社会教育審議会を終了いたします。

## 7 その他

上記のとおり、令和元年度第1回豊山町文化財保護審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

令和2年3月13日

会 長 小 出 明

署名委員 加 藤 武